

(仮称) 行田羽生資源環境組合新ごみ処理施設整備運営事業
入札公告資料の見直し箇所

令和6年2月29日

1. 入札説明書の見直し箇所

項	項目番号				項目名	修正前	修正後
P7	3	1	⑰ ⑱		民間事業者の募集及び選定等のスケジュール	⑯落札者の決定 ⑰基本契約の協議・締結(⑯の後速やかに) ⑱特別目的会社の設立(⑰の後速やかに)	⑯落札者の決定 ⑰特別目的会社の設立(⑯の後速やかに) ⑱基本契約の協議・締結(⑯の後速やかに)
P14	5	1			入札手続きの概要	入札参加資格審査結果の通知 令和5年2月19日(月)	入札参加資格審査結果の通知 令和6年2月19日(月)
P22	5	8	3)		特別目的会社の設立	落札者は、基本契約締結後すみやかに会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社として、特別目的会社を設立すること。	落札者は、 落札後 すみやかに会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社として、特別目的会社を設立すること。
P23					契約保証金	(2)運営事業者は、運営業務委託契約(契約約款第4条)に定める契約金額(委託費)の10分の1以上の額を契約保証金として契約締結と同時に本組合に納付すること。なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、運営業務委託契約書(案)を参照すること。	(2)運営事業者は、運営業務委託契約(契約約款第4条)に定める契約金額(委託費)の 当該年度における 10分の1以上の額を契約保証金として契約締結と同時に本組合に納付すること。なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、運営業務委託契約書(案)を参照すること。

2. 要求水準書の見直し箇所

項	項目番号				項目名	修正前	修正後	
P9	2	8	12	(2)	排水基準値	六価クロム化合物 0.5mg/L以下 大腸菌群数 日間平均 3,000個/cm ³ 以下	六価クロム化合物 0.2mg/L 以下 大腸菌数 日間平均 800 CUF/ml 以下	
P25	1	6	3	3.1	(3)	資源物の引き取り	性能保証事項を満足しない焼却灰、飛灰処理物及び資源物については	性能保証事項を満足しない焼却灰 又は溶融スラグ 及び資源物については
P29	1	7	2	2.5	(2)	性能保証事項(焼却施設及び共通) 4.放流水	-	ダイオキシン類: JIS K0132
P34	1	8	3	3.2		種類・品質に関する契約不適合 契約不適合責任期間中に、種類・品質(性能、機能、耐用等)に関する契約不適合が発生した場合、本組合は契約不適合の事実を知った日から1年以内に、建設請負業者に通知を行う。また、正式引渡し後10年以内に契約不適合の事実が判明した場合、正式引渡し後10年を超えない範囲でその事実を知った日を起算日として、本組合は5年以内に建設請負事業者に対して契約不適合に関する請求を行うことができる。	削除	
P34	1	8	3	3.3		数量等に関する契約不適合 契約不適合責任期間中に、数量等に関する契約不適合が発生した場合、本組合は契約不適合責任期間の制限なく、建設請負事業者に対して契約不適合に関する請求を行うことができる。	削除	
P37	1	11	3	3.3		マテリアルリサイクル推進施設プラント工事関係	-	⑤計装制御系統図
P46	2	1	3			配管 管材料選定表(参考) (名称) 水道用亜鉛メッキ鋼管 (適用流体名) 給排水系統	(名称) 水配管用亜鉛メッキ鋼管 (適用流体名) 給排水系統 (上水系統を除く)	
P47	2	1	6	①		電気設備 ・スタンションSGP(W)50A以上	・スタンションSGP(白)50A以上	
P58	2	3	7	7.1	(5)	助燃油貯留槽(設計基準) ④非常用発電設備への移送用を兼用する。 ⑤助燃油移送ポンプは予備基を設けること。	④助燃油移送ポンプは、炉の立上げ用と非常用発電設備への移送用を兼用するものとし、予備機を設けること。(⑤は削除)	
P85	2	8	1	1.3		灰クレーン	-	(4)設計基準 ① 走行レールに沿って、クレーン等安全規則、法規等に準拠した安全通路を設けること。 ② 本クレーンガーダ上の電動機及び電気品は防塵、防滴型とすること。 ③ 電動機の変速制御はインバータ制御とすること。
P85	2	8	1	1.4	(5)	バケット本体	(5)設計基準 ① 走行レールに沿って、クレーン等安全規則、法規等に準拠した安全通路を設けること。 ② 本クレーンガーダ上の電動機及び電気品は防塵、防滴型とすること。 ③ 電動機の変速制御はインバータ制御とすること。また、巻上用及び横行用・走行用電動機については、電源再生機能を設けること。	削除
P124	3	5				ストックヤード	対象はびん類、紙布類及びペットボトル(予備)とし、	対象はびん類、紙布類及び 有害物等 とし、
P124	3	5	1	(5)		屋外ストックヤード 設計基準(品目) ペットボトル	ペットボトル(予備) ペットボトル	有害物等 電池、蛍光灯、廃食用油、ペットボトル(予備)
P142	4	2	6	6.2	(3)	ストックヤード(受入対象品目)	ペット予備 ペットボトル	有害物等 電池、蛍光灯、廃食用油、ペットボトル(予備)
P158	1	4	6	6.1		電気	なお、電気事業者との受給契約は本組合名義で行うものとする。	なお、電気事業者との受給契約は 運営事業者 の名義で行うものとする。
P160	1	5				運営計画書等の作成・更新	運営事業者は、建設請負業者と協力して、 運営業務の開始3か月前までに 運営マニュアル及び運営計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。	運営事業者は、建設請負業者と協力して運営マニュアル及び運営計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。

3. 様式集の見直し箇所

項	項目番号				項目名	修正前	修正後
Excel版	様式7号	1-1			排出係数(軽油)	t-CO2/t	t-CO2/ kL

4. 基本契約書（案）の見直し箇所

項	項目番号			項目名	修正前	修正後
1	第1条	2	(4) (5) (6) (13)	目的及び用語	(4)「建設工事請負契約」とは、本事業で組合と本施設の設計・建設にあたる企業が本施設の設計・建設を目的として締結する設計施工一体型の建設工事請負契約をいい、仮契約を含む。 (5)「運営業務委託契約」とは、本施設の運転・維持管理にかかる業務の委託を目的として組合と運営事業者が締結する運営業務委託契約をいう。 (6)「事業契約」とは、建設工事請負契約及び運営業務委託契約をいう。 (13)「非出資構成員」とは、構成員のうち出資構成員以外の者をいう。	削除
2	第4条	(4)		運営業務を実施する新会社の設立等	出資構成員は、この基本契約締結後、速やかに、次に掲げる要件を満たす会社を設立し、	出資構成員は、 落札 後、速やかに、次に掲げる要件を満たす会社を設立し、
2	第5条	(4)		出資構成員の誓約	—	(4)株式保有割合は、代表企業の株式の保有割合が運営事業者の株主中最大であること。
4	第13条	4		本施設の設計及び建設	その取り扱い等について組合及び運営事業者と協議すること及び当該契約不適合により運営事業者が生じた損害（契約不適合に対応する取り扱いについて組合が運営事業者に指示し、これにより運営事業者が生じた増加費用を含む。）	その取り扱い等について組合及び運営事業者と協議すること及び当該契約不適合により運営事業者が生じた損害（ ただし建設工事請負契約が定める契約不適合責任期間内に建設請負事業者に通知された契約不適合から生じたものに限るものとし、契約不適合に対応する取り扱いについて組合が運営事業者に指示し、これにより運営事業者が生じた増加費用を含む。 ）
4	第15条			運営事業者への支援等	別紙に定める内容の保証書を作成し、組合に提出しなければならない。	別紙 4 に定める内容の保証書を作成し、組合に提出しなければならない。

5. 建設工事請負仮契約書（案）の見直し箇所

項	項目番号			項目名	修正前	修正後
1	第1条	2	(5)	総則	(5)「募集要項」とは、本事業に係る制限付き総合評価型一般競争入札の公告に当たり発注者が公表した募集要項（公表後に変更があったときは変更後の最新版）及びこれに関する質問回答をいう。	(5)「募集要項」とは、本事業に係る制限付き総合評価型一般競争入札の公告に当たり発注者が公表した 入札説明書 （公表後に変更があったときは変更後の最新版）及びこれに関する質問回答をいう。
1	第1条	2	(7)	総則	(7)「基本設計図書」とは、募集要項及び要求水準書に従い受注者が発注者に提出した技術提案書をいう。ただし、提出された技術提案書がその後に変更されたときは、変更後のものをいう。	(7)「基本設計図書」とは、募集要項及び 要求水準書、並びに 要求水準書に従い受注者が発注者に提出した技術提案書をいう。ただし、提出された技術提案書がその後に変更されたときは、変更後のものをいう。
1	第1条	3		総則	各号において齟齬がある場合の優先順位は、列挙された順序に従うものとする。	各号において齟齬がある場合の優先順位は、 基本契約、本約款、募集要項、要求水準書、実施設計図書、提案書 の順序に従うものとする。
8	第15条			支給材料及び貸与品	品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、次に定めるとおりとする。	品名は 次のとおりとし 、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、 契約締結後に発注者が受注者に通知 する。
31	特記規定第14条	2		談合防止規定の適用	本事業にかかる基本協定の第20条第1項各号のいずれかに該当したときは、	本事業にかかる 基本契約 の第20条第1項各号のいずれかに該当したときは、
31	特記規定第15条			仮契約の解除	この契約にかかる議会の議決がある前において、基本協定の第9条、	この契約にかかる議会の議決がある前において、 基本契約 の第9条、

6. 運営業務委託契約書（案）の見直し箇所

項	項目番号			項目名	修正前	修正後
3	第4条	2		契約の保証	保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、契約金額の[10分の1]以上としなければならない。	保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、 当該年度における契約金額の[10分の1]以上 としなければならない。
3	第4条	5		契約の保証	保証の額が変更後の契約金額の[200分の1]に達するまで	保証の額が変更後の 当該年度における契約金額の[10分の1] に達するまで
9	第31条			公金の徴収代行	158条例に定める処理手数料を徴収する事務について、	この契約及び要求水準書に従って、直接搬入ごみに係る 処理手数料を徴収する事務について、
11	第37条	4		発電設備の運転及び熱利用	本施設に搬入される処理対象ごみのごみ量・ごみ質が要求水準書第1編第2章記載の計画ごみ量又は計画ごみ質（基準ごみ）から著しく逸脱した場合や、受注者の責めによらない計画外の運転停止、また、電力会社による系統混雑時の発電出力制御等、発注者の責めによらない事由により受注者が当初想定していた一定程度の売電収入が確保できない場合には、委託費の見直しについて協議を行うものとする。	受注者が当初想定していた一定程度の売電収入が確保できない場合において、その原因が本施設に搬入される処理対象ごみのごみ量・ごみ質が要求水準書第1編第2章記載の計画ごみ量又は計画ごみ質（基準ごみ）から著しく逸脱した場合や、受注者の責めによらない計画外の運転停止による場合、電力会社による系統混雑時の発電出力制御等、発注者の責めによらない事由による場合には、委託費の見直しについて協議を行うものとする。
15	第51条	2		停止基準値	本施設の運転停止時から60日の猶予期間を与えるものとする。	本施設の運転停止時から60日の猶予期間を与えるものとする。 ただし、発注者は60日間で回復される見込みがないと合理的に認める時には、受注者に与える猶予期間を延長することができる。
21	第68条			談合その他不正行為に係る解除	事業に係る基本協定の第20条第1項各号のいずれかに該当したときは	事業に係る 基本契約 の第20条第1項各号のいずれかに該当したときは
21	第70条	2		解除の効果	確認を受けた部分が●に満たない期間であるときは、確認を受けた部分に相応する委託費は日割り計算で算出する	確認を受けた部分が 1月 に満たない期間であるときは、確認を受けた部分に相応する委託費は日割り計算で算出する
40	別紙3			業務委託費内訳表	固定費	固定費（ ごみ焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設 ）